

同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、秋田しらかみ看護学院同窓会（以下、本会という）と称する。

(所在地)

第2条 本会は事務局を、秋田しらかみ看護学院内に置く。ただし、役員会で必要と認めた場合には支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と、母校の運営基盤の安定強化を図り、教育内容の高度化と教育環境並びに教育条件の整備、拡充を促進するための援助を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学院発展の援助
- 2) 在学生に対する援助
- 3) 同窓会名簿の管理および作成
- 4) 会報の発行
- 5) 同窓会の開催

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は下記の者を以って組織する。

- 1) 会 員 秋田しらかみ看護学院卒業生で終身会費を納入した者
- 2) 準会員 秋田しらかみ看護学院在学生
- 3) 客 員 秋田しらかみ看護学院教職員および旧教職員

(除名)

第6条 本会は会員たるに適せずと認めた者に対し、役員会の合議により除名することができる。

2 準会員においては、秋田しらかみ看護学院学則に従い、退学処分または同等の処分を受けた者は、自動的に除名されるものとする。

第3章 役員・評議員および顧問

(役員)

第7条 本会は次の各項の役員を定める。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 会 計 1名
- 4) 監 査 2名
- 5) 事務局 1名以上

6) 顧問 若干名

- 2 会長・副会長は総会において会員より選出する。
- 3 会計・監査は会員より会長が任命する。
- 4 事務局は会員及び客員より会長が任命する。
- 5 顧問は役員の合議により適任者に委嘱する。

(任期)

第8条 本会の役員の任期は3年とする。

ただし、留任はさまたげない。

(評議員)

第9条 本会は評議員を置く。

評議員 各年次(各期) 1名以上2名以内

- 2 評議員は毎年、準会員の互選により決定し、卒業と同時に評議員となる。
- 3 評議員が任務を遂行できなくなった場合は、役員会の承認により改選することができる。

第4章 会務

(会務)

第10条 役員・評議員および顧問は次の任務を有する。

- 1) 会長は本会を代表し、総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理にあたる。
- 3) 会計は本会の会計業務を行う。
- 4) 監査は会務および会計を監査する。
- 5) 事務局は本会の諸文書の管理および事務全般を行う。
- 6) 評議員は会員相互の連絡、評議員会準備およびその他本会の目的に関する事項を行う。
- 7) 顧問は本会の各種会議に出席して意見を述べるができる。

第5章 会議

(会議)

第11条 本会は次の各項に定める会議を開催する。ただし、会長が必要と認めるときおよび役員会の要請があるときは、各々臨時の会議を開催する。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) 評議員会

2 会議ごとに議事録を作成し、事務局がこれを保管する。

(総会)

第12条 総会は毎年開催し、会務の重要事項の報告と会員の親睦の場とする。

(役員会)

第13条 役員会は本会の会務を審議し議決する最高議決執行機関である。

- 2 役員会は次の各項に定める議案を審議し、評議員会に報告するものとする。
 - 1) 規約の変更と改正
 - 2) 役員の選出

3) 決算および予算

4) その他の重要な事項

3 本役員会は委任を含む役員の過半数の出席を以って成立し、出席役員の過半数の賛成により議決する。なお、賛否同数の場合は議長の裁決によりこれを決議する。

(評議員会)

第14条 評議員会は会長がこれを招集し、役員会での決議を審議し承認する。

2 評議員会は委任を含む評議員の過半数の出席を以って成立し、出席評議員の過半数の賛成により議決する。なお、賛否同数の場合は議長の裁決によりこれを決議する。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は終身会費、寄付金およびその他の収入をあてる。

(会費)

第16条 会員の終身会費は10,000円とし、入会の2か月前までに支払うものとする。

2 準会員は秋田しらかみ看護学院に入学の日を以って準会員となり、会費は無料とする。

(財産管理)

第17条 本会の財産の管理ならびに収支は会計がこれを行う。なお、寄贈など特定の支出については、役員会の審議を以って支出を決める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(決算)

第19条 会計は毎年度の決算を行う。これは監査役監査を受けるものとする。

(財産管理規定)

第20条 本会の財産管理規定については、秋田しらかみ看護学院同窓会財産管理規定を別途設け準用するものとする。

第7章 支部

(支部)

第21条 地方在住会員は、支部を設置することができる。

2 支部を設置したときは、その会員名簿・規約・事務所所在地等を役員会に報告し承認を得るものとする。

附則

1 本規約は平成23年8月6日より施行する。